

## 南紀エリアスポーツ合宿オフシーズン施設使用助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、スポーツ合宿誘致による地域の活性化を図るため、田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町及びすさみ町（以下「南紀エリア」という。）内において、オフシーズンに合宿を実施する県外の団体、企業等（プロスポーツ団体を除く。以下「県外団体等」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

### (助成交付対象)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、南紀エリア内で合宿を実施する県外団体等とする。

### (交付の要件)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 南紀エリア内のスポーツ施設（公共施設に限る）を利用し、かつ、南紀エリア内の宿泊施設に宿泊すること。
- (2) オフシーズン（5月、6月、10月、11月及び12月）における平日を含む利用であること。
- (3) 南紀エリア内で1泊2日以上し、かつ延べ宿泊数が20泊以上であること。
- (4) 主に営利を目的としていないこと。
- (5) 宗教的又は政治的活動を目的としていないこと。
- (6) 公序良俗に反しないものであること。
- (7) その他不適切と判断されるものでないこと。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、合宿期間中に利用したスポーツ施設の全施設使用料（オフシーズン期間外の施設使用料を除く）の半額とする（最終計算額に100円未満の端数が発生した場合はその端数を切り捨てるものとする）。ただし、同一年度内において助成対象者が受けられる助成回数は1回とし、助成金の額は100,000円を限度とする。

### (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする県外団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、オフシーズン施設使用助成金交付申請書（様式第1号）を合宿開始の1週間前までに南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、これを審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、オフシーズン施設使用助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (助成金の交付の変更申請及び承認)

第7条 助成金の交付決定を受けた団体等（以下「助成団体等」という。）が、第5条の申請の内容を中止又は変更しようとするときは、当該助成団体等の代表者は、オフシーズン施設使用助成金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を会長に提出しなければな

らない。

- 2 会長は前項の申請があったときは、これを審査し、中止又は変更を承認することが適当と認めるときは、オフシーズン施設使用助成金変更（中止）承認通知書（様式第4号）により助成団体等の代表者に通知するものとする。

（実績報告及び助成金の請求）

- 第8条 助成団体等の代表者は、合宿終了後7日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、オフシーズン施設使用助成金実績報告書兼請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

- 第9条 会長は前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

- 第10条 会長は、助成団体等がその目的以外の用途に使用し又は不正な行為があったと確認される場合は、交付決定を取り消すとともに既に交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年10月7日から施行する。

（準備行為）

- 2 この要綱の規定に基づく助成金の交付申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（要綱の失効）

- 3 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。